

雲仙市契約規則第 29 条ただし書の市長が別に定める金融機関

平成 19 年 7 月 26 日

雲仙市告示第 88 号

雲仙市契約規則（平成 17 年雲仙市規則第 49 号）第 29 条ただし書の市長が別に定める金融機関

- ( 1 ) 銀行
- ( 2 ) 信用金庫及び信用金庫連合会
- ( 3 ) 労働金庫及び労働金庫連合会
- ( 4 ) 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ( 5 ) 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ( 6 ) 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ( 7 ) 農林中央金庫
- ( 8 ) 株式会社商工組合中央金庫
- ( 9 ) 独立行政法人国際協力機構
- ( 10 ) 株式会社日本政策投資銀行
- ( 11 ) 株式会社日本政策金融公庫
- ( 12 ) 沖縄振興開発金融公庫
- ( 13 ) 保険会社

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 41 号)

この告示は、公布の日から施行する。